

会 議 録

1 会議名

平成 26 年度第 6 回 上越市子どもの権利委員会

2 議題（全て公開）

- (1) パブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方について
- (2) 上越市第 2 期子どもの権利基本計画事業進捗管理表について
- (3) その他（次期委員会委員の改選について）

3 開催日時

平成 27 年 3 月 18 日（水）午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

4 開催場所

上越市役所木田庁舎 401 会議室

5 傍聴人の数

0 人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・ 委 員：梅野委員長、廣川副委員長、笹川委員、小山委員、高橋委員、柳澤委員、竹田委員、小林委員、木澤委員、田中委員、杉田委員、高津戸委員、若林委員、笠原委員、青木委員、上原委員
- ・ 事務局：栗本健康福祉部長、こども課 笠原課長、堀川副課長、丸田係長、廣川主任
- ・ 関係課：学校教育課 中村管理指導主事、共生まちづくり課 山田室長、すこやかなくらし支援室 宮崎室長、生涯学習推進課 佐藤参事、防災危機管理課 江口課長

8 発言の内容（要旨）

開会

あいさつ（事務局：笠原）

議事（1）パブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方について

事務局（丸田）：（資料No.1 パブリックコメントで寄せられた意見と市の考え方一覧表により説明）

柳澤委員：非常勤職員、臨時職員等への研修について、研修を受けた職場の代表が各職場にて研修内容を伝達し共有することはできるかと思う。

杉田委員：児童クラブの指導員に対しての研修は、現在どのような形で行っているのか。

事務局（笠原）：放課後児童クラブの指導員に対して、教育委員会にて年2回、一般的な研修を行っている。その2回の研修の中に、子どもの権利についての内容を加えることを検討している。

議事（2）上越市第2期子どもの権利基本計画事業進捗管理表について

事務局（丸田）：（資料No.2 上越市第2期子どもの権利基本計画事業進捗管理表により説明）

梅野委員長：実施目標について、数値をそのまま目標達成にむけた実施内容で設定している事業とそうではない事業で違いはあるのだろうか。

事務局（笠原）：我々としては、平成27年度に具体的にどのように事業を行うのかということに記載しておくべきだと思っている。回数もそうだが、こういうことをやりたい、例えば、同じ5回でも、5回の中で、こういう内容をやるべきだということを実際記載するべきだろうと思っている。

田中委員：「学びの輪プロジェクト（すこやかな暮らし応援事業）」は、これだけの内容を公民館主催で実施できるのか。今の若い保護者は共働きなどで日中は留守がちである。高齢者を対象としているのか。

生涯学習推進課：「学びの輪プロジェクト（すこやかな暮らし支援事業）」は、特に高齢者を対象としたものではなく、たくさんの講座の中の、特に家庭教育に関わる部分を主とした講座である。平成27年度は15講座予定している

が、会場はこれまで、各区の公民館や分館、あるいは他の施設も使用し実施している。

田中委員：公民館主催の出前講座もあるということか。

生涯学習推進課：出前講座というタイトルの講座はまた別にあり、ここに掲載しているのは、公民館の自主的な講座となる。

田中委員：公民館の主催で講師等すべて取り仕切るということか。

生涯学習推進課：もちろん、地元で講師を依頼することもある。

梅野委員長：共働きの方はあまり時間が無いが、講座を開催する時間帯はどんな設定だろうか。

生涯学習推進課：その時々を対象により、検討し実施している。

杉田委員：「子どもの権利学習」の周知について、授業参観の中に「えがおの学習」も入れて、かつ、「えがお」を持ち帰れば非常に効果があるのではないだろうか。

事務局（笠原）：まだ、教育委員会でそのようなことは検討していないが、そういったことを工夫できないか相談してみたい。

梅野委員長：廣川副委員長の学校（三郷小学校）に「えがお」の学習を参観しに伺った時は授業参観だったが、市内全学校が実施するのは難しいだろうか。

廣川副委員長：「えがお」を使った学習は定着してきたと思っている。城西中学校区では、「えがお」を活用した授業公開が、中学校においても位置付けられていた。他の学校でもそんな風に取り組めるように啓発できればと思う。

柳澤委員：中学校では11月から12月にかけて、同和教育を含めた権利の学習や、いじめ防止も含めた権利の学習をする時間があるが、その時期に学校によっては授業参観を設定できるところもあるだろう。

杉田委員：自分は「授業参観」という言葉を使ったが、「授業公開」という意味

合いで、授業を通していろんな方に見ていただくものよいかと思った。

廣川副委員長：現在、コミュニティ・スクールが市内全域に設置されていることから、授業参観も保護者あてだけでなく、委員を含めて地域の方へ発信しているので、公開という言葉の使い方がかなり定着してきていると思う。

学校教育課：人権強調週間の中でこの「えがお」を活用して、小学校・中学校共、取り組んでいただいている。今年度については、実際に子どもたちが書いたもの学習したものを家庭に持ち帰って保護者へ見せましょうという取組を働きかけているが、一部、以下のような連絡があった。子どもが書いたものをそっくりそのまま持ち帰ると危険な家庭がある。親から殴られたとか、蹴られたとか、そういった記載があった時に、それをそのまま、家に持ち帰ると、なおさら虐待がひどくなる恐れがある場合には、その子どもだけ持ち帰らないというわけにいかないの、学級全体あるいは学年全体持ち帰らない学校も実際にある。そういったところについては、学級だよりや学年だよりの中に「えがお」を通じてこういう学習をしたと報告しているので、すべての子どもたちが持ち帰ることは、逆に危険な場合もあることをご理解いただきたいと思う。

梅野委員長：例えば、友達同士で悪口を言う場合等は、その場で担任の先生が指導し終息させることができるが、家庭のなかになると、情報が独り歩きする可能性もあるので丁寧に対応しなければならない。教育委員会の配慮は非常に適切に行われていると思う。

また、テキストがないので難しいが、高校生も含めて、子どもの権利を大切にする取組が伝われば良いと思う。

高橋委員：高校では、「子どもの権利」というよりも、人権という観点で、授業に活かしている。要するに、差別しないとか、そういった方に基点が置かれており、市のこういった取組についてはあまり意識してないと思う。

小山委員：発達障害のある子どもについて、知的には普通だが集団の活動がうまくいかないとか、人との関係がうまくいかないとか、そういう子どもたちの実態を市民はどこまでわかっているだろうか。子どもの人権は重要なことと理解しているとしても、障害のある子どもたちと健常の子どもたちの関係等をわかっていないと、障害のある子どもたちの「こどもの権利」について市民は理解できないのではないだろうか。

また、子どもの権利条例の認知度を44%にするとのことだったが、上越市としては、せめて50%にしていくというくらいの意気込みが必要ではないか。認知度が20%台の状態でも目標が44%というのは、平均ならよいのかという感想を持った。

梅野委員長：認知度についてのご指摘について、了解した。

発達障害のある子どもについて、指摘どおりだと思う。文部科学省の人権教育の講演に行き、特に言われるのが、特別支援学校関連のプランがないということだ。一般の学校が特別支援学校と交流して学ぶというプランはたくさんあるが、学ぶ対象ではなくて、実際に特別支援学校の子供たちがどのような権利学習をするのか、その人たちの実態にあった権利とは何かということが文部科学省の人権教育のプランに書かれていない。文部科学省とこの議論を何度もしたが、いまだに不十分だと思っており、小山委員の意見はまさしくその通りだと思う。

小林委員：不審者情報について、保育園や学校は市役所からの電話やメールにより緊急対応ができる。しかし先日の北城高校付近での不審者情報の際、現地付近の在宅者はお年寄りの方がほとんどで、不審者情報を知らなかったと聞いた。たまたま園の職員が通りかかった際に注意を促したことで、家に入った鍵をかけたかされたということだが、昼間家にいる方に対し、市は安全メールの情報をどう伝えるのか。

防災危機管理課：安全メール以外の方法では防災ラジオ緊急一括の放送があるが、そこまでを使ってという形にはならないのが現状である。万が一の災害等には、緊急一括で皆さんにお知らせするが、今回の件については一部地域だったことから、警察等から巡回や警備をしていただくという形しか取れなかった。

今、高齢の方も携帯電話はかなり持っておられるので、是非、安全メールに登録いただきたい。様々な防犯・防災の情報、例えばイノシシやクマの出没、学校関係、不審者や詐欺に関するメールも流しているので、安全メールに多くの方から登録していただけるよう、皆さんからも声掛けをしていただければと思っている。

笹川委員：「えがお」は、一般の子どもの年齢相応のもので、支援学校で使うのは無理である。一般の学級なら参観日に親子で活用することも結構だし、子どもが教材として持ち帰ったものを保護者と一緒に語り合うということも可

能だが、支援学校の保護者には子どもと共に「えがお」を使う場は設けられているのか。

小山委員：「えがお」は支援学校には配布されていない。障害というのは、病気ではない。支援学校に通う子どもの親は、人権に敏感である。健常の子どもと交流もしているが、普段は小さなグループで小さな学級で勉強しているため、そういう交流を本当にうれしいと思っている状態で、人権平等というような発想まではいっていないように思う。

梅野委員長：特別支援学校を含め、各学校には同じような思いの子どもや保護者の方もおられると思うので、そのことを踏まえた対応を今後どうするか、どういう工夫ができるか、取り組みができるかということも必要になってくるのではないかと、笹川委員、小山委員のご提言だったと思う。

青木委員：施策6「相談体制の整備」の目標達成に向けた実施内容について。例えば、気軽に相談できる人や場所が無いとした人の割合については、その相談ができる場所を知っているか知らないかという割合だと思うが、これに対する実施内容に、保護者からの相談に対する面談を100%実施するとある。これだと、目標と、目標に対する実施内容が繋がらないのではないかと。また市には専門職がいるのだから、面談希望者に対し面談を100%実施することは当たり前なのではないのかと感じた。

施策2「こどもの権利の教育と学習の推進」について。職員に対する研修会という文字が多く見られる。子どもの発達には非常に個性があるが、今の保護者はインターネット等で情報収集が早いので発達や病気等に関してとても詳しく知っていることから、市の専門職のほか、助産師、保健師、看護師など、関わりのある人の知識を高めていく必要がある。こういった部署の職員同士の研修会や、他職種との交流会や様々な情報交換も、今の時代は必要なのではないかと。そういうところを実施内容に挙げてあると良いと思う。

次に、「子育ての不安感を緩和し、安心して子育てができる環境を推進する」という目的について。保護者は不安感を拭ってもらい、自分の子育てを認めてほしくて専門職に相談している。しかし今は日常生活も多様化しており、標準的な子育てとしてここは譲れないよというところを指導しても、逆に、お母さんが責められてしまったと捉えられる場面も多くある。安心して相談したのに、逆に傷ついて不安にさせられてという声をたくさん聞いている。そのことから、1歳を迎えた保護者に、今まで関わってきた相談機関、例えば3か月健診、子育てひろば、保育園で専門職に相談して、本当にそれがためにな

ったとか、安心できたとか、逆に不安にさせられたとか、育児をされている保護者の生の声を、ランダムでもいいのでアンケートを取っていただきたい。そうすると今の保護者の現状が見えてくるのではないかな。

事務局（笠原）：実施目標についてはもう少し工夫する必要があると思う。相談者のスキルアップや、相談したい側と受ける側の双方向での評価も大事だと思う。そういった意味では、保育園もマミーズさんも、それぞれ、勉強しながら取り組んでいただいている。その方々のご意見もお聞きしながら、今後の実のある相談体制の在り方や普段のスキルアップについても検討していきたい。

杉田委員：「こどもの権利講座の開催」について、やりたいという団体が現れない場合はどのように働きかけていくのか。難しいのではないかなと思う。研修を受けたい団体があっても、謝礼の用意が出来ずに諦めてしまうことも考えられる。そこで、研修会を行いたいと手を挙げた団体に対して助成金や補助金を出すというような考えはないか。

次に母子生活支援施設について。母子に対する経済的な支援というのは子どもの権利を守るということであり、非常に大事だと思う。一方で最近は、母子ばかりではなく父子家庭も随分増えて来ていると思うが、父子家庭への支援については、どのように考えているか。

最後に、相談窓口の紹介について。DV等からの緊急避難施設は、施設の電話番号を公にすると逆に危険があるということであまり公にできないと聞いたが、ではそういう心配がある時はどこに電話をすればよいのか。早めに市へ相談をと言われても、市の担当課も複数ある。例えば子供についての心配があったら、まずは何々課へ相談をというようなものがあると、そこから関連する担当課へ繋いで行けると思う。今度周知する時に工夫してほしい。

田中委員：やすづか学園について。平成27年度に教育委員会とあり方を検討するとあるが、具体的にどのようなことを検討するのか。また社会福祉協議会とはどのような関わり合いを持っていくのか聞きたい。

竹田委員：研修の実施、資質の向上のほか、研修した後をどうするか。上越の大人が子どもの権利に対してこんなことをしましょうというような内容があればよいと思う。

若林委員：パブリックコメント1番の意見に対する感想だが、意見に対する対

応が微妙にずれていると思った。子供にとっては正規も臨時も関係ない。全員が研修を受けて、子供の相談を的確に受け入れるようになっていったほうがいいんじゃないかという意見だと思うが、対応はこういうふうになるのかと、素朴なズレを感じた。

梅野委員長：臨時職員の研修については、意見の趣旨を踏まえて回答されていると思う。

上原委員：3-5-②「親子コミュニケーションの支援」について。平成27年度の目標達成に向けた実施内容が、就学前・就学後、それぞれ1グループ6名～8名、計2グループの親子コミュニケーションの支援とあるが、人数を限定してしまうということなのか。コミュニケーションの支援というのは、具体的にはどういう内容のことなのか。もう少し詳しく聞きたい。

梅野委員長：事務局から、今の意見を踏まえて説明する。

事務局（笠原）：（講座の開催について）講師に対して、市から謝礼として2万円支払っている。また、講師や研修会を紹介してほしいという要望には、市の専門職を含め紹介することもできる。ただ市からの助成金は2万円しかないのので、できれば研修会開催団体からも持ち出していただければありがたい。（母子生活支援施設について）父子家庭の方は、なかなか市へ頼って来られないこと、収入が一定程度安定していることから、父子の方が利用されるという事例は今のところ無い。ただし、相談があった場合でも母子生活支援施設で住むわけにはいかないのので、別の施設を紹介できるよう体制を整えている。

相談窓口については、ご意見のとおりである。市でも、なるべくわかりやすい広報を心がけているが、まずは一次的な相談にしっかり対応できるよう周知していく必要があると考えている。

（親子コミュニケーションについて）発達支援センターで、子どもの発達の支援を、子どもだけではなく保護者支援ということも含めて行っている。保護者が自信を持って子どもを受け止め育てていけるよう、仲間作りという意味を含めて行っているのので、6～8人程度のグループでコミュニケーションを取りながら行っている。保護者同士が一緒に考え、話し合うのに効果的な人数はこれくらいだという理由で、このような人数になっている。

福祉課：（やすづか学園の運営について）やすづか学園は、平成8年に合併前の安塚町が開設した。安塚町の当時の社会福祉協議会が運営を受け、市合併後、

上越市社会福祉協議会が運営している。現在、社協に対し、市が補助金を交付している。一般の学校に通えない悩みを持った子どもが全国で1万人以上いること、やすづか学園のようなフリースクールが全国に400か所以上あるという現状を国も非常に重く受け止めており、文部科学省は、フリースクールに関する検討会を設置して、平成27年度末を目途にフリースクールの法的な位置づけや支援策等を検討しているところである。そういった国の動きがあることから、現在は福祉課が学園の運営補助金を支出しているが、福祉課で持つのがいいのか、教育サイドで持つのがいいのか、今後の在り方について検討しているところである。

すこやかなくらし支援室：(親子コミュニケーション支援について) 子ども発達支援センター等を利用されている保護者を対象に、親子間のコミュニケーションをどう取って行ったらいいか、参加者の日頃の悩み等もお聞きしながら、また保護者同士の仲間作りも目的にして、グループワークをしながら取り組んでもらっている。グループワークなので、人数が多いと全体に伝わりにくいことから、6～8名という人数で取り組んでいただいている。

議事(3) その他

事務局(丸田)：(次期委員会委員の改選について説明)

閉会

9 問い合わせ先

健康福祉部 こども課 TEL 025-526-5111 (内線 1711)
E-mail:kodomo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。